

千葉県幼稚園における実費徴収に係る補足給付事業の支給に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者（以下「保護者」という。）のうち、低所得で生計が困難である者の子どもが、特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき食事の提供に要する費用の一部を補助することにより、円滑な特定子ども・子育て支援の利用が図られ、子どもの健やかな成長を支援することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、法、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

(対象施設)

第3条 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等のうち、法第7条第10項第2号に規定する幼稚園とする。ただし、法第7条第10項第5号の事業に該当するものを除く。

(対象者)

第4条 本市に住所を有する者または本市に住所を有すると市長が認める者で、特定子ども・子育て支援の提供を受ける施設等利用給付認定子どもに係る保護者であって、次のア若しくはウに該当する者又はイに掲げる施設等利用給付認定子どもがいる者とする。

ア 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が102,800円以下（指定都市以外に住所がある者は77,100円以下）である者

イ 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。）が同一の世帯に3人以上いる場合の負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者。

ウ 令第15条の3第2項に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者。

(給付対象経費)

第5条 給付対象経費は、特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき食事の提供に要する費用のうち、副食の提供に要する費用の額とする。

(給付額)

第6条 給付の額は月額4,800円とする。ただし、現に副食の提供に要した費用の額が4,800円を下回る場合には、現に副食の提供に要した費用の額とする。

(補足給付の請求)

第7条 補足給付費の支給を受けようとする保護者は、市長が別に定める期日までに、実費徴収に係る補足給付申請書兼請求書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

ただし、第4条イに該当する者、または千葉市市民税納付義務者においては、課税状況を明らかにする書類を省略することができる。

- (1) 特定子ども・子育て支援施設が発行した食事の提供に要する費用がわかる証拠書類
- (2) 課税状況を明らかにする書類

2 市長は、前項に規定する請求書を受理したときは、その内容を審査し、支給を決定したときは、その旨を補足給付費支払通知書(様式第2号)により、支給を行わない場合は、その旨を実費徴収に係る補足給付費却下通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(支払いの方法)

第8条 前条に基づく請求に対する支払いの方法については、市長から保護者へ半期ごとに支払うものとする。ただし、市長が、特段の理由があると認めた場合はこの限りではない。

(補足給付費の返還)

第9条 保護者が偽りその他不正な手段により補足給付費の支給を受けた場合、市長は既に支給した額の全部または一部を返還させることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年2月13日から施行し、令和元年10月分の支給から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月31日から施行し、令和5年4月分の支給から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年5月21日から施行し、令和6年4月分の支給から適用する。

【幼稚園記入欄】

幼稚園番号	歳児	園児番号
幼稚園名		入園年月日 年 月 日

様式第1号

年 月 日

実費徴収に係る補足給付費申請書兼請求書

(あて先) 千葉市長
千葉市実費徴収に係る補足給付について、以下の事項に同意し、千葉市実費徴収に係る補足給付事業の支給に関する要綱第7条に基づき請求いたします。

- | |
|---|
| 1 審査にあたり、市が保有する台帳により、保護者および世帯員等の市民税課税情報を調査すること。
2 審査にあたり、在籍幼稚園と相互に必要な情報の提供、供与を受けること。 |
|---|

該当事由 (以下の該当する口をチェックをしてください。)

申請子どもが、小学校3年生までの兄弟を含め、第三子以降に該当

申請子どもの保護者または生計の中心者の市民税所得割額の合計額が以下の基準に該当

- 千葉市を含む指定都市で課税：102,800円以下世帯 (市民税非課税世帯、生活保護世帯含む)
- 指定都市以外で課税：77,100円以下世帯 (市民税非課税世帯、生活保護世帯含む)

保護者 (請求者)	フリガナ		申請子どもとの続柄		〒	—
	氏名		生年月日	年 月 日	現住所	
	日中の連絡先 (電話番号) * 確実に連絡の取れる順に記入して下さい。					
	①		②			
	メールアドレス				@	
子ども申請	フリガナ		現住所		<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	
	氏名		生年月日	年 月 日		

※対象となる子どもが複数いる場合は、子どもごとに作成してください。

申請子どもを 除く同居及び	フリガナ 氏名	申請子ども との続柄	生年月日	通学・通園先 単身赴任先
1			年 月 日	
2			年 月 日	
3			年 月 日	
4			年 月 日	
5			年 月 日	

補足給付費の振込先

振込先金融機関	金融機関名		金融機関コード	
	銀行・信用金庫 信用組合・農協			
	支店名		支店コード	
預金種目 (いずれかに○)	普通	当座	貯蓄性	
口座番号				
口座名義人 (カタカナ)				

※請求者(保護者)と同じ名義の口座に限ります。

<裏面もご記入ください>

様式第2号

年 月 日

千葉市長

実費徴収に係る補足給付費支払通知書

年 月 日付けで請求のありました実費徴収に係る補足給付費について、
下記のとおり振込の手続きを行いますので通知します。

給付対象児童の氏名	
振込予定日	
金額	
金融機関	
口座名義人	

明細

対象年月	金額	対象年月	金額
	円		円
	円		円
	円		円

様式第3号

年 月 日

千葉市長

実費徴収に係る補足給付費却下通知書

年 月 日付けで請求のありました実費徴収に係る補足給付については、
千葉市実費徴収に係る補足給付事業の支給に関する要綱の規定により、下記のとおり却
下したので通知します。

記

- 1 申請子ども氏名
- 2 却下の理由